

モバイル d ポイントカード特約

株式会社 N T T ドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「モバイル d ポイントカード特約」（以下「本特約」といいます。）に従って、「モバイル d ポイントカード」（以下「本ソフトウェア」）を提供します。

第 1 条（適用）

1. 本特約は、本ソフトウェアの使用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本特約の内容に同意しない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。当社は、本ソフトウェアの使用を開始した時点で、本特約への同意があったものとみなします。
2. 本ソフトウェアは、d ポイント加盟店等が提供するスマートフォンアプリ（以下「加盟店アプリ」といいます。）上で提供されます。本ソフトウェアの使用にあたっては、本特約のほか、d ポイント加盟店等が定める加盟店アプリの利用規約等（以下「加盟店アプリ利用規約」といいます。）の定めが適用されます。

第 2 条（用語の定義）

本特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本特約に定めのない用語については、「d ポイントクラブ会員規約」及び「d ポイントクラブ特約」に定める意味を有するものとします。

- (1) 「会員」とは、「d ポイントクラブ会員規約」に同意のうえ d ポイントクラブに入会した方をいいます。
- (2) 「特約会員」とは、会員のうち、「d ポイントクラブ特約」に同意し、当社が承認した方をいいます。
- (3) 「共通ポイントサービス」とは、「d ポイントクラブ特約」第 9 条の定めに基づき、当社が特約会員に対して提供する、d ポイント加盟店等における d ポイントの進呈及び d ポイントの利用その他のサービス・特典をいいます。
- (4) 「d ポイントカード」とは、当社または当社が発行を認めた第三者が特約会員に対して交付する、d ポイント加盟店等で共通ポイントサービスの提供を受けるために必要となるカードをいいます。
- (5) 「利用者」とは、d ポイントカードを利用する者として、特約会員が指定した者をいいます。
- (6) 「d ポイント加盟店等」とは、当社との d ポイント加盟店契約に基づき、特約会員が共通ポイントサービスの提供を受けることができる店舗、およびこれらを運営する者をいいます。
- (7) 「モバイル d ポイントカード」とは、スマートフォン等の端末の画面にバーコード等の情報を表示することにより、当該スマートフォン等を d ポイントカードの代替として共通ポイントサービスを受けることが出来るようにする機能、その他当社が定める機能を有するソフトウェア（これに関連するドキュメント等を含みます。）をいいます。
- (8) 「対象端末」とは、本ソフトウェアを使用するスマートフォン等の端末をいいます。

第 3 条（本ソフトウェアの使用）

1. 利用者は、本ソフトウェアを使用することにより、対象端末を、自己を利用者として登録された d ポイントカードとみなして利用することができます。
2. 本ソフトウェアの使用及び対象端末での共通ポイントサービスの提供条件は「d ポイントクラブ会員規約」及び「d ポイントクラブ特約」の定めによるものとします。

3. 本ソフトウェアは、dポイント加盟店等の店舗で使用することができます（一部店舗を除きます）。
4. 利用者は、本ソフトウェアが含まれる加盟店アプリを会員の使用する端末にインストールし、その他当社所定の手続きを行っていただくことにより、本ソフトウェアをご使用いただけます。本ソフトウェアを使用するにあたり必要となる機器のご準備やインストール等の手続きについては、利用者の費用と責任で行っていただきます。
5. 本ソフトウェアは、インターネット通信を行います。利用者は、インターネットを利用することによるセキュリティ上のリスクを十分理解した上、自身の責任と判断に基づいてコンピュータウイルス、マルウェア及びフィッシング対策並びにパーソナルファイアウォールの設定等、利用するインターネット閲覧環境において適切なセキュリティ対策を講じなければなりません。
6. 対象端末を紛失・盗難等された場合は、「dポイントクラブ特約」第15条の規定に従い、dポイントカスタマーセンターまでお申し出ください。

第4条（使用料）

本ソフトウェアの使用料は無料ですが、本ソフトウェアの使用（加盟店アプリのダウンロード及び本ソフトウェアのバージョンアップを含みますが、これらに限られません。）に伴い、別途通信料が生じます。

第5条（本ソフトウェアの提供）

1. 当社は、本ソフトウェアにより、当社が適切と判断した企業の広告やクーポン等を対象端末に表示することができます。
2. 当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめ利用者に通知することなく、いつでも、本ソフトウェアの機能を一時停止又は終了することができます。

第6条（本ソフトウェアの管理）

利用者は、本ソフトウェアの使用にあたり、対象端末をdポイントカードと同様に善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。当社は、対象端末による共通ポイントサービスの利用についても「dポイントクラブ特約」第6条第3項の定めに従い、全て利用者が行った取引とみなすものとし、対象端末の管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等により特約会員又は利用者に損失や損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

第7条（本ソフトウェアの著作権）

本ソフトウェア（本ソフトウェアに含まれているコンテンツ、個々の情報、商標、画像、広告、デザイン等（以下「コンテンツ等」といいます。）を含みます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権等（発明、考案、意匠、商標、著作物、営業秘密その他の知的財産（知的財産基本法第2条第1項に規定する知的財産をいいます。）及び知的財産に関して法令に定められた権利又は法令上保護される利益に係る権利をいいます。）は、当社又は当該コンテンツ等を創作した第三者に帰属しています。本特約に基づく本ソフトウェアの使用の許諾は、利用者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、利用者は、本特約に基づく本ソフトウェアの使用に必要な範囲に限って、本ソフトウェアを使用することができるものとします。

第8条（禁止行為）

利用者は、本ソフトウェアの使用に際して、次の各号に定める行為を行ってはなりません。利用者が次の各号に定める行為を行った場合、当社は、本ソフトウェアの使用許諾を停止するとともに、「dポイントクラブ特約」第18条の定めに従い、利用者が保有するdポイントカードの機能を停止することがあります。この場合、機能停止後の取り扱いについては、同第18条各項の定めが適用されます。

- (1) 本ソフトウェアの全部又は一部を複製すること。
- (2) 本ソフトウェアに属する機能、文書、プログラムのソースコードの全部又は一部を改変すること。
- (3) 本ソフトウェアの全部又は一部を逆アセンブル、逆コンパイルすることその他本ソフトウェアのプログラムの全部又は一部の内容の解読を行う又は試みること。
- (4) 本ソフトウェアを宣伝や商用・勧誘に利用し、又は不正の目的をもって使用又は利用すること。
- (5) 本ソフトウェア又は接続しているサーバーの動作若しくはネットワーク通信を妨害又は混乱させる行為を行う又は試みること。
- (6) 第三者のdポイントカード番号又は不正に作出したdポイントカード番号を使用して本ソフトウェアを使用又は利用すること。
- (7) 本ソフトウェアの提供の目的と異なる目的で本ソフトウェアを不正に使用又は利用すること。
- (8) 本ソフトウェアにより表示されるバーコード等を、カメラによる撮影その他の方法により複製し、利用すること。
- (9) 当社が本ソフトウェアに関連して提供する特典等を不正に享受する行為を行う又は試みること。
- (10) コンピュータウイルス、スパムメールその他の送信等、本ソフトウェアの提供を妨害し、又はその支障となる行為を行う又は試みること。
- (11) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為を行う又は試みること。
- (12) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為を行う又は試みること。
- (13) 本ソフトウェアを第三者に譲渡、貸与又は使用許諾することその他の当社若しくは第三者の権利（著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を広く含みますが、これらに限りません。）を侵害する行為又はそのおそれのある行為を行う又は試みること。
- (14) 当社による本ソフトウェアの運営、その他dポイント加盟店等への業務妨害行為を行うこと。
- (15) 他のお客様による本ソフトウェアの使用を妨害し、又はこれらに支障を与える行為を行う又は試みること。
- (16) 本特約に違反すること。
- (17) 上記各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長すること。
- (18) その他、当社が適切ではないと判断する行為を行うこと。

第9条（本ソフトウェアの使用の終了等）

1. 利用者は、本ソフトウェアが含まれるアプリケーションのアンインストールその他当社所定の手続きを行っていただくことにより、本ソフトウェアの使用を終了することができます。
2. dポイント加盟店等が「加盟店アプリ利用規約」に基づき、加盟店アプリの機能の一部又は全部につき、停止、中断、終了又はアクセス制限した場合には、本ソフトウェアも使用できなくなる場合があります。
3. 利用者が、「dポイントクラブ特約」における利用者の地位を喪失した場合には、本ソフトウェアの使用許諾は利用者の地位を喪失した時点で当然に終了します。

第 10 条（非保証）

当社は、本ソフトウェアについて、利用者の特定の使用目的への適合性、使用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではなく、これらに関連して利用者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。

第 11 条（免責）

本ソフトウェアに関連して、利用者の有する苦情及び利用者の被った損害に対し、当社及び d ポイント加盟店等は、当社及び d ポイント加盟店等の故意、過失による場合を除き、如何なる責任も負わないものとします。

第 12 条（情報の取り扱い）

1. 当社は、本ソフトウェアを使用された場合、「加盟店アプリ利用規約」に基づき d ポイント加盟店等が取得する以下の情報を、「NTT ドコモプライバシーポリシー」に定める利用目的の範囲で利用し、また以下に定める提供目的及びこれらに付随し、又は密接に関係する目的に必要な範囲内で、d ポイント加盟店等並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社に対して提供します。

提供情報：加盟店アプリを使用・閲覧した場合の、本ソフトウェアの起動時の時間、広告の閲覧履歴、IP アドレス、端末情報(OS 種類、OS バージョン、製品名、型番等)、エラー情報等の本ソフトウェアに関する情報

提供先	提供目的
dポイント加盟店等	(1)dポイントクラブの運営のため
	(2)提供先が実施する各種キャンペーンやイベントの案内その他提供先が適切と判断した商品やサービス (提供先以外の第三者の商品・サービスを含みます) に関する情報提供や広告の実施のため
	(3) 提供先の商品やサービスの販売状況、dポイントカード等の利用状況の調査及び分析、提供先の商品やサービスの運用・向上及び、新商品や新サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため
連結子会社及び持分法適用会社	(1)提供先が実施する各種キャンペーンやイベントの案内その他提供先が適切と判断した商品やサービス (提供先以外の第三者の商品・サービスを含みます) に関する情報提供や広告の実施のため
	(2) 提供先の商品やサービスの販売状況、dポイントカード等の利用状況の調査及び分析、提供先の商品やサービスの運用・向上及び、新商品や新サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため

2. 当社は、本ソフトウェアを使用された場合、以下の利用目的のため、Google 社が提供する Google アナリティクス

を使用して、お客様の本ソフトウェア上での行動履歴を取得することがあります。Google Analytics の詳細は以下をご参照下さい。

[\(Google アナリティクスのデータ保護について\)](#)

本ソフトウェアのご利用状況の分析、各種施策実施のための分析および当該施策の効果測定、新サービス企画のための分析、サービス品質改善、その他各種分析・調査

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 14 条（本特約の変更等）

1. 当社は、本ソフトウェアの全部又は一部の内容及び本特約を必要に応じ事前の予告なく、随時変更することができるものとします。
2. 本ソフトウェアのご使用条件その他本特約の規定の変更の内容については、d ポイントのウェブサイト等にアクセスしていただくことその他別途当社が定める方法で確認することが可能です。

第 15 条（権利の譲渡等）

利用者は、本特約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 16 条（合意管轄）

利用者と当社との間で本ソフトウェアに関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（準拠法）

本特約の効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

<2017 年 8 月 1 日制定>

<2019 年 3 月 1 日改定>

<2019 年 12 月 11 日改定>